

平成21年12月10日（木）

（午前9時31分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。

これを会議規則第134条の規定により、請願第15号 食料自給率の向上と国内農林漁業の振興をはかるための施策を求める請願については、経済建設委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において21番 上久保君、24番 中西健君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第18 認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件

○議長（中西峰雄君）日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第18 認定第17号 平成20年

度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました17件の平成20年度各会計決算の認定については、去る9月定例会において設置されました平成20年度決算審査特別委員会の閉会中の継続審査に付していただいております。

本件について、委員長の報告を求めます。

平成20年度決算審査特別委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、決算委員会の報告を朗読とともに報告いたします。

委員長報告。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となった認定第1号から認定第17号までの平成20年度各会計決算の認定17件について を審査するため10月22日、23日に委員会を開催し、慎重審査の結果、認定第1号、第2号、第15号、第16号は賛成多数で原案認定。第3号から第14号、第17号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

認定第1号 一般会計については歳出から款別に審査を行い、質疑、意見等の主なものは次のとおりでした。

歳出において、定額給付金の給付状況について ただしがあり、本市においては、給付対象者世帯2万5,934世帯に対し、給付済み世帯及び一部事務処理が残る給付決定済み世帯を合わせて2万5,740世帯となっている。また、支給予定金額10億4,675万6,000円に対し、給

付済み金額は10億4,357万6,000円で、給付率は99.7%となっているとの答弁がありました。

防犯灯電気料補助金が19年度と比べ増額となっている理由について ただしがあり、20年度の防犯灯数は6,381本で前年度より約100本増えている。また、補助率についても、19年度の35%に対し20年度は40%としているため、補助金が増額となっているとの答弁がありました。

公会計財務書類4表作成に基づく財政分析結果並びに今後の対策について ただしがあり、本財政分析により、助言・指摘されている項目について、一点目は、他自治体と比較し地方債残高に対する償還財源が少ないことから、地方債発行額の抑制、もしくは財源確保のための経常経費額の抑制が必要であること。二点目は、物件費並びに他会計への支出額等が多いため、物件費削減のための抜本的改革並びに繰出金・補助金等の適正化を図る必要があること。三点目は、受益者負担の水準がやや低いことから、適正な水準を定める必要があること。四点目は、他自治体も同様であるが、昨今の経済状況並びに国の三位一体改革の影響による歳入減、また、今後、扶助費などの歳出が膨らむことから、早期に抜本的・効果的な財政対策を講じる必要があることの四点である。

これらの指摘項目に関する対策について、物件費をはじめとする経常経費を抑制するため予算の枠配分方式の採用並びに、交付要綱の改正による補助金の適正化など、既に取り組んで改善されつつあるものもあるが、本分析結果を財政健全化計画に反映させたいとの答弁がありました。

無料駐輪場管理の委託場所及び委託内容について ただしがあり、紀見峠駅前、隅田駅前、清水駅前、学文路駅前、橋本駅東、橋本

駅西、高野口駅西、御幸辻駅前、紀伊山田駅前の9カ所で、清掃及び自転車の整理整頓等の業務委託となっているとの答弁がありました。

企業誘致によりどの程度市内雇用が生まれたのか。また、誘致企業の社員として橋本市に転入された方はおられるのかとのただしがあり、企業誘致室が設置された平成19年4月以降、現在までに約10社の進出が決定しているが、操業が開始されて初めて市内雇用が発生することになる。現在操業されている4社については、市内で約45名の雇用があり、3年間の雇用計画に基づき、最終的には約90人の市内雇用が生まれることになる。また、進出企業の社員で橋本市内に転入された方も若干名おられるとの答弁がありました。

紀ノ川沿いに整備した遊歩道の利活用について ただしがあり、本遊歩道は、西部地域の紀ノ川河川整備並びに、オートキャンプ場及びグラウンドゴルフ場がある神野々緑地と農業ふれあい公園を結び、両施設の相互利用を図る目的で整備した。朝夕のジョギング等で利用する方もおられるが、利用者を増やすべく市民へのPRを行いたいとの答弁がありました。

長寿祝い金の交付対象者の見直しについて ただしがあり、平成19年度は90歳以上の方を対象に1人当たり3,000円を交付していたが、20年度は90歳になられた方を対象に1人当たり5,000円を交付するよう見直しを行ったとの答弁がありました。

学童保育を必要とする家庭は年々増加傾向にあるのかとのただしがあり、学童保育を要望する子どもの数は、平成20年3月末で424名であったが、平成21年1月末現在で460名となっており増加傾向にある。特に、三石地区学童ひまわり、城山地区学童なかよしくラブ、隅田地区学童クローバーで大きな伸びを示し

ているとの答弁がありました。

憩いの家「すみだ寮」の利用頻度及び管理委託の内容について ただしがあり、平成20年度の利用件数は96件で、延べ1,134名の方にご利用いただいている。管理業務の内容については、清掃及び貸付業務となっており、地元中島区に委託しているとの答弁がありました。

乳幼児医療扶助費に関し、予算額と比較し決算額が大きく減っている理由は何か。また、扶助対象児童数が何人で、所得制限による影響はどうなっているのか とのただしがあり、平成20年度予算については、19年度実績をもとに計上しているが、年度途中で、制度改正により就学前児童の自己負担割合が、3歳未満2割負担・3歳以上3割負担からすべて2割負担に変わったため、決算において扶助費が減額となった。扶助対象児童数については、国民健康保険494人、社会保険2,353人で、合計2,847人となっている。また、所得制限があり、全就学前児童のうち92%の児童が対象になっているとの答弁がありました。

成人保健事業における検診受診率を上げるための対策について ただしがあり、現在、受診については、市広報、区・自治会の回覧板、母子保健推進員のご協力もいただき幅広く広報している。また、現在、未受診者の把握は困難な状況にあるが、21年度中に立ち上げるべく準備を進めている健康管理システムが整備できれば、未受診者の把握が容易になり、未受診者に対し、より効果的に受診を勧めることができるようになるとの答弁がありました。

中小企業勤労者生活資金融資について、現在、厳しい経済状況にあるにもかかわらず平成19年9月から利用者がいないのは、融資条件等が厳しいのではないかと のただしがあり、本資金の融資基準については、同一事業

所に引き続き1年以上勤務していること、前年度の税込年収が150万円以上で年間返済額が年収の30%以下であること、市税を完納していること、日本労働者信用基金協会の債務保証が得られること、の条件があり、年率は21年度で1.8%となっている。融資の申し込みがなかった理由について分析していないが、他の金融機関の金利も低い状況から申し込みがなかったのではないかと考えているとの答弁がありました。

有害鳥獣による農作物被害はどの程度出ているのか。また、被害が年々増加している状況から、抜本的な解決に向けて対策予算の充実を図るべきではないかと のただしがあり、橋本市における農作物被害については、平成20年度で被害面積37.5ha、被害金額は1,120万2,000円と県より報告をいただいている。対策予算の充実については、被害状況を鑑みれば必要と考えるが、現在の厳しい財政状況を考慮して検討する必要があるとの答弁がありました。

まちづくり交付金事業により照明灯が整備された高野口駅前大通りの活用について ただしがあり、今回設置した照明灯は、まちづくり協議会等との協議により足元を明るく照らせるタイプとなっている。明るくなった大通りについて、現在のところ具体的な活用案は持っていないが、十分活用できるよう同協議会との協議も行い、活用方法を考えたいとの答弁がありました。

県知事が県営事業に係る市町村負担金をなくしていく方針を打ち出されたが、本市はどのような影響を受けるのか とのただしがあり、都道府県が国事業の一部経費を負担する国直轄事業負担金の見直しについて協議される中、県知事は県営事業に係る市町村負担金を22年度より原則廃止する方針を発表され、また、これにあわせて県営事業の縮小につい

でも検討されているが、現時点では県より来年度予算の編成に向けた具体的な話は聞いていないとの答弁がありました。

勤労青少年ホームの今後のあり方についてただしがあり、本施設は、本来、15歳から35歳までの勤労青少年を対象とした施設であるが、現在は年齢制限もなく利用いただいているのが実態で、20年度からは各教室もなくなって、すべて自主サークルに変わっている。利用形態が本来の趣旨から外れてきているため、運営委員会に諮り、今後のあり方について検討したいとの答弁がありました。

隅田小学校及び橋本小学校の両校舎について、耐力度調査の結果を受けて、本市としてどのような整備方針を持って保護者に説明するのかとのただしがあり、文部科学省が定める基準により、耐力度調査による耐力度点数が4,500点以下は構造上危険な状態である建物とされ、橋本小学校校舎の改築事業は国庫補助対象となる。隅田小学校校舎については、4,500点の基準点を上回っているため耐震補強工事で対応する。橋本小学校校舎については、北校舎・南校舎とも基準点を下回っているため、別途協議中の小中一貫とあわせて検討中である。保護者に対し十分説明し、理解いただくよう努めたいとの答弁がありました。

橋本学校給食センターは民間委託し、高野口学校給食センターは直営で運営しているが、人件費、維持管理費等の経費をすべて含んだ1食当たりの単価についてただしがあり、橋本学校給食センターにおける1食当たりの単価は353円で、高野口学校給食センターにおける1食当たりの単価は567円となっているとの答弁がありました。

図書館及び幼稚園・小学校・中学校の図書費は19年度に比べ大幅に減額されているが、今後の読書環境のあり方、充実についてどの

ように考えているのかとのただしがあり、幼稚園・小学校・中学校において、各園・各校の図書費に加え、県立図書館からの図書貸し出し制度等も活用し、図書の内容に偏りが出ないように充実を図っていきたい。図書館についても、財政難の折、図書費の減額はやむを得ない状況がある中、20年度は教育改革推進室、21年度は家庭教育支援室を事務局として、社会教育課、学校教育課、図書館司書等によるプロジェクトを組んで、読書環境の充実を図っているとの答弁がありました。

歳入において、大型店舗の法人市民税の計算方法についてただしがあり、法人市民税の課税については、均等割と法人税割がある。均等割は、資本金と橋本市内の従業員の数で税額が決まる。法人税割は、会社全体の国税である法人税に対して従業員全体数を橋本市の従業員数で案分して算出するとの答弁がありました。

歳入、歳出全般において、小学校費補助金で紀州材需要創出事業補助金の紀州材利用についてただしがあり、紀州材については、間伐材を利用している。高野口小学校の屋内運動場にふんだんに紀州材の間伐材を利用しており、小学校の学習机の天板も紀州材を使っているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、大変な不景気の中、市民の暮らしは大変な状況になっている。橋本市に住んでいてよかったと思えるような温かい財政支出が望まれている中で、大変厳しい税金の取り立てが行われている。また、一方では、長寿祝金、歳末一時金など、福祉や教育の面でも削られており、冷たい対応になっているという点で反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、大変厳しい財政状況で、収入も3%弱減っている中で歳出削減に取り組み、歳出が3.64%も削減し、財政運営に対

して大変努力していることは評価すべきである。今後、市民目線に立った財政運営をしていくことを期待して賛成するとの討論がありました。

特別会計、企業会計に関する質疑・意見等の主なものは次のとおりでした。

認定第2号 国民健康保険特別会計については、平成20年度における資格証明書と短期保険証の発行数について ただしがあり、資格者証等の発行基準により対象になった方が320世帯であり、その方たちに弁明書と納付のお願いを送付したところ、うち87世帯から生活苦等での弁明があった。残り233世帯からは何も連絡がなく、その中で社会保険加入等もあり最終143世帯に資格者証を発行している。また、短期保険証については、年度当初982世帯に案内通知を送付したが、国民健康保険税の納付があった方は除き、最終692世帯が対象として短期保険証を発行しているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、国民健康保険は国民皆保険制度を支える大切な保険制度である。資格証明書は医療機関の窓口で10割を支払う必要があり、医療を受ける機会を妨げるものとなる。平成20年度143世帯に発行されていることで、皆保険を支える大切な保険であるにもかかわらず、医療を受ける機会を妨げるようなことになり反対するとの討論がありました。

認定第3号 簡易水道事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第4号 国民宿舎特別会計については、国民宿舎使用料の減額に伴う特別な事情について ただしがあり、18年度から指定管理を締結しており、毎年赤字という決算状況である。18年度、19年度についても使用料の減額について、国民宿舎から市に申し入れがありました。使用料については、起債分と積立分

となっているが、単年度で赤字になっている状況の中で、積立金の部分250万円も含めてできないという状況である。指定管理者である根古川地域振興協会の累積赤字が約2,000万円となった。そんな中で、このまま1,433万円という金額について、これを継続していくことは非常に困難であると判断して減額したとの答弁がありました。

認定第5号 住宅新築資金等貸付事業特別会計、認定第6号 老人保健特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第7号 公共下水道事業特別会計については、浄化槽等から公共下水道への接続について ただしがあり、くみ取りから公共下水道に接続する場合、接続についての費用で1戸当たり70万円程度費用がかかる。単独浄化槽の場合は40万円、合併浄化槽の場合で30万円程度ということで、一応お示しさせている。合併浄化槽から公共下水道への切り替えですが、公共下水道法からいいますと、くみ取り便所からの公共下水へのつなぎ込みについては供用開始後3年以内になければならないと法的に定められている。また、合併浄化槽については、何年という区切りはありませんけれども、速やかに公共下水道に接続するということと定められている。現在は法に従って取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

認定第8号 駐車場事業特別会計、認定第9号 墓園事業特別会計、認定第10号 農業集落排水事業特別会計、認定第11号 土地区画整理事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第12号 介護保険特別会計については、不納欠損額が前年度より増額になっている状況について ただしがあり、不納欠損額の状況は、昨年よりも額にして200万円程度増えている。不納欠損の対象者数は、平成19年度が

280名対象であった、平成20年度が339名と増加している。制度上の不納欠損は、基本的に2年を経過しますと時効になる。保険料を滞納すると、本来1割負担で介護サービスを利用できるが、3割の自己負担になるというペナルティーが課される場合がある。滞納者が増えてきた原因は、現在の経済状況等も大きくかわりがあると考えているとの答弁がありました。

認定第13号 介護サービス事業特別会計については、社会福祉協議会に委託して事業を継続する理由について ただしがあり、介護保険制度導入前から介護サービス事業を実施しているが、介護保険制度が平成12年度に開始されて、民間あるいは社会福祉法人等も介護サービス事業に参入できることになり、市内でも相当数の事業者がサービス事業に参入している。市としては、現在、社会福祉協議会に委託しているが、利用者もたくさんいらっしゃるので、社会福祉協議会の独自事業として、市からの委託ではない形で運営していくという方向で現在話し合いをしている。目途としては、社会福祉協議会の内部の承認を得る必要があるので、来年度上期ぐらいまで委託を実施して、独立をしていただく方向で協議しているとの答弁がありました。

認定第14号 指定訪問看護事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

認定第15号 後期高齢者医療特別会計については、本制度導入後保険料をこの1年間未納である方が何人いるかについて ただしがあり、後期高齢者医療保険料の20年度全額滞納者は19人であるとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、本制度は75歳以上の方が加入し、総医療費の1割の額で保険料を決定するという制度である。75歳という年齢で区別するということと、2年毎に保険料が改正され値上げとなる可能性が高い

制度である。即刻廃止すべきであり、反対するとの討論がありました。

認定第16号 水道事業会計については、大滝ダムの建設負担金について ただしがあり、本体工事は完成していて、試験湛水を行ったときに白屋地区で地すべりが発生し、また、追加調査の結果、新たに2カ所が地すべりのおそれがあることが判明し工事をしている。追加工事については、国土交通省の直轄災害対策等してほしいということで要望してきたが、ダム工事の一環として工事が継続している。負担金の軽減については要望していきたいと考えているが、多目的ダム法によって負担が定められているので、今は粛々と支払っているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、橋本市の水道料金が高い原因は、そもそも計画段階での見積り誤りもあり、今は給水人口が減ってきて毎秒1トンの取水権を減らすという話もあったが、企業誘致の推進をしている関係もあり1トンの取水権を継続するということである。そのことが結局水道料金にはね返っている。なお、大滝ダム地すべり対策で100億円の事業もしていくということで負担金も増となり、水道料金に関係する要素にもなり、安全安心の低料金の水道料金を求めて反対するとの討論がありました。

認定第17号 病院事業会計については、心療内科の診察及び今後の見込みについて ただしがあり、地元の開業医に週1回外来での診察をお願いしていたが、新たにクリニックを開設するということが本院に来られないことになり、現在は休診している。和歌山県立医科大学に何とか派遣をお願いしているが、現在派遣の見通しが無いと答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）委員長報告が終わりました。

ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

不況が続く中、市民税の個人も法人も調定額が減少し、下水道料金の滞納繰り越し分で収入未済額が出るほど市民の暮らしが大変になっています。このようなときに企業誘致、生ごみ堆肥化と減量などの重点事業の中に納税強化が入っており、厳しい取り立てが行われています。

暮らしや福祉を充実させるのではなく、長寿祝、平成19年度まで90歳以上の方が対象だったのが平成20年度から1人3,000円から5,000円に上がったとはいえ、90歳のみになったこと、重度心身障がい児・者歳末一時金1人5,000円から3,000円に減額、幼稚園・小学校・中学校図書館の図書費が減額、手数料の値上げなど、福祉や教育を削り、市民に負担を求める決算となっているので反対いたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成20年度橋本市一

般会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成20年度橋本市国民健康保険特別会計決算に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険事業は、国民・市民の命と健康を守るための事業として大変大事な事業であることは論を待ちません。国民健康保険法に照らし、社会保障の一環としての観点から、国民・市民の皆保険制度としての決算となっているのか。橋本市の国民健康保険事業はこの点で問題があると考えます。

問題は、国民健康保険料、税が高過ぎる問題です。市民の支払い能力を超える保険料、税を被保険者に求めていることです。このことから、納期までに国民健康保険税を納入できない市民が1,000世帯を超える事態、短期保険証の発行が700世帯近くになり、さらに保険証の取り上げ世帯が140世帯を超える事態はとても正常とは言えないと思います。

また、現年度収納率は76.32%、収入未済額が4億2,770万8,000円に及んでいることから明らかに、被保険者の能力を超えた保険料、課税となっているのです。

そもそも国民健康保険の被保険者は、国民皆保険の制度であることから低所得者が多数存在する制度であります。この低所得者に能

力を超える保険料を課税しなければならない事態を招いている最大の理由は、長く続いた自民党政治が国の負担金を減らし続けたことが挙げられます。この点は、民主党中心の新政権に期待するしかありませんが、本決算は自公政治の時代です。橋本市としてこの事態をどのように打開するのかが求められています。

私は機会あるごとに申し上げてきましたが、自治体がとれる手段としては、一般会計からの繰り入れしかないと考えます。このことは大きな政治判断が必要であります。このことを行わずに国民健康保険税の滞納者に対しあまりにも厳しい取り立て、強制徴収、生活費を差し押さえてまで徴収を実行している本決算には反対いたします。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成20年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成20年度橋本市簡

易水道事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成20年度橋本市国民宿舎特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成20年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定

することに決しました。

次に、認定第6号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成20年度橋本市老人保健特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第7号 平成20年度橋本市公
共下水道事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第8号 平成20年度橋本市駐
車場事業特別会計決算の認定について を採

決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第9号 平成20年度橋本市墓
園事業特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより認定第10号 平成20年度橋本市農
業集落排水事業特別会計決算の認定について
を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第11号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより認定第11号 平成20年度橋本市土
地区画整理事業特別会計決算の認定につい
てを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第12号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより認定第12号 平成20年度橋本市介
護保険特別会計決算の認定について を採決
いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第13号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより認定第13号 平成20年度橋本市介
護サービス事業特別会計決算の認定につい
てを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第14号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより認定第14号 平成20年度橋本市指
定訪問看護事業特別会計決算の認定につい
てを採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、
委員長報告のとおり決することにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定
することに決しました。

次に、認定第15号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

2番、阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）認定第15号 平成20年
度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定
について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は75歳以上のすべての
人が、それまで加入していた国民健康保険や
健康保険を脱退させられ、強制的に加入させ
られる医療保険です。患者本人の窓口負担を
除いた医療給付費の10%を保険料として後期
高齢者が払うことになっていますが、後期高
齢者の人口比率が増えるのに応じて、この割
合を12%、15%など、自動的に引き上げる仕
組みが設定されています。

保険料改定は2年ごとに行われますが、来年4月が最初の見直しとなります。厚生労働省は11月20日、全国平均で約13.8%増加すると発表しました。2年ごとに1割以上も値上げされたら大変な負担になります。そもそも医療に費用がかかる高齢者だけの医療保険をつくれば保険料の値上げは避けられず、また、圧倒的多数が低所得者である高齢者が重い保険料負担に耐えられなくなることも必至です。

後期高齢者医療制度は75歳以上という年齢層を切り離すことで、保険料値上げを我慢するか医療の縮小を我慢するかというどちらをとっても痛みしかない選択に追い込んでいくための制度です。しかも、滞納者には資格証明書を発行して、保険証を取り上げるという老人保健制度ではなかったことも導入されました。

平成20年度決算でも普通徴収の収納率は94.11%であり、全額未納者は19名、平成21年度に短期保険証は10月1日現在、64名に発行されています。このような冷たい政治の象徴のような制度はすぐに廃止すべきです。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第15号 平成20年度橋本市橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番、富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成20年度水道事業会計決算に反対の立場から討論を行います。

反対理由は、橋本市の水道料金は行政の失政によって市民に営々と県下で3番目に高い水道料金を負担させていることです。橋本市は14万4,000人に水を供給する計画をつくった。このことから、紀ノ川から毎秒1トンの取水が必要である。そのために大滝ダム負担金が発生した。

大滝ダム負担金は総事業費の2.9%が課せられ、やっかいなことに当初計画では大滝ダムの総事業費は230億円であったことから、2.9%の負担金は6億6,700万円の負担となります。しかし、実際はそうはいかなかった。地すべりなどが理由で5回も6回も総事業費が変更され、15倍にもなった。

私が指摘した大滝ダムの二つの日本記録、計画から完成までの年数記録と総事業費の増加記録、最近の報道で計画から完成まで既に57年が経過した八ッ場ダムがあったことを知ったが、このダムが新政権で中止となれば、この二つの記録は更新し続けます。

現在、大滝ダムの総事業費は3,600億円を超える額となり、橋本市の水道会計から100億円を超えるダム負担金の支出を行ってきた。

過日の一般質問で明らかなように、ダムが完成しての試験湛水で地すべりの対策の必要が明らかとなり、地すべり対策工事費は平成23年度までかかるとのことです。

申し上げたいことは、橋本市の水道計画、過大な計画を行った行政責任です。このことを水道事業関係者に自覚していただきたいのであります。

平成20年度水道会計決算で約5,000万円の黒字であること。約12億円の現金を所有して

いること。このお金を活用し、市民病院や開発公社に貸し出すことで利益を増やそうとした事実に対し、今市民が100年に一度と言われている大不況の中で大変な生活を余儀なくしている。1円でも水道料金を引き下げ、市民の暮らしを応援すべきです。

単純計算ですが、5,000万円の黒字であれば、1世帯当たり基本料金を200円の引き下げが可能であります。それができなければ、せめて貸し付けた金利収入で旧高野口町で実施していた独居老人の水道料金、基本料金を半額にする、これくらいのことは実行すべきです。こうしてこそ市民が主人公の市政と言えると考え、本決算に反対をいたします。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）私は、認定第16号 水道事業会計の決算に賛成の立場で討論させていただきます。

水道事業の会計内容につきましては、皆さまご承知のとおり、大滝ダムの建設の負担金についてかなり負担が強いられていると、これはもうご承知だと思います。

100億円以上も今まで負担をしてきたわけですが、これは国土交通省の中でダムの多目的法という法律があって、要するに取水する以上は負担していかないかんということがあって、今までこういうふうが続いてきたと、そういうふうに僕も理解しているんです。

ただ、私も行かせてもらいましたけれども、先ほど反対の討論がありました白屋地区につきましては、これは試験でやった時点でそういうことは国が直接負担をしていただきたいということで、当局も国土交通省に対して何度も要望してきました。これは当局のそういう取り組みも大変評価されますし、また、ダ

ム工事については本当に市民の皆さんの水の問題でもあるし、やはりこういうこともありますけれども、水道事業の会計についてはいたし方ないのかなというふうに思います。

もう一つ、水道料金のことを言われていましたけれども、確かに和歌山県では3番目に高いと言われてはいますが、本当に紀ノ川の取水を考えて、将来の推計で約14万人ぐらいの人口を考えていたときに、この取水ということはある程度そういうふうな見積もりでやったわけですので、そこら辺のいろんな状況もありますけれども、今後、安心というか、安全な水を供給していただく最善の水道事業の会計ですので、私はいろんな問題はありますけれども、賛成をさせていただきたいということで討論をさせていただきました。

よろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、原案に賛成の立場から討論します。

大滝ダムに関しては国の方針なので、日本国の一つの自治体としては国の方針に従わざるを得ないと。どうしようもないという点も考慮すべきであります。

それと失政、確かにおっしゃるとおり失政ですけれども、当時としてはやむを得なかったという面もあり、我々の先輩である議会も承認してきた。失政の責任は、それを選んだ人たちがやっぱりとらんなんと。へましたことをだれかが肩がわりしてくれるのであれば、それはその人に任せたらいいんですけれども、肩がわりのない事情では橋本市が背負っていかんしようがないと。こういう事実があります。

それで、また浮いた利息でどうのこうのと

いう話があるんですけども、高い銀行から借りるよりも、安い利子で借りて市民病院の運営等を円滑にすると。負担を軽くするということは結局市民のためにやって、効果というのは市民に返ってきているものです。連結決算の中では、それはどこへやっても市民の利益というふうになってくるので、やむを得ないと。

我々も議員あるいは首長を選ぶときに、しがらみとかそういう余計なことを考えないで、人物と見通しと、それと経歴、そういうことをしっかり見て、市の運営を託するに足りるかどうか、見て選ぶべきだと思います。

そういうことを総合しましたら、だれも肩がわりしてくれないものは市民が背負わなしようがないと。また、反対するのであれば、ほかに肩がわりしてくれる人を探してきたらいいと、私はそない思いますので、今はやむを得ない措置として賛成いたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第16号 平成20年度橋本市水道事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、

で、討論を終結いたします。

これより認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について を採決いたします。

委員長報告は認定であります。本決算は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長報告のとおり認定することに決しました。